

(様式2)

1 基本情報

登録番号	登録年月日 (登録変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の 所在地	電話番号	認定事業種
056074	R6. 8. 1	有限会社 丸充 製材所	代表取締役 佐藤優	羽後町下仙道字 上中泊 231	0183-68- 2214	有

※太枠内は、登録認定後に振興局長が記載する。

2 雇用の状況

林業現場作 業職員（う ち常用）	事務系等職 員数（うち常 用）	雇用管 理者の 選任の 有無	雇用に 関する 文書交 付の有 無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災 保険	労災保 険料率	雇用 保険	健康 保険	厚生年 金保険	退職金 共済等
人 12 (11)	人 1 (1)	有	有	人 11	% 5.2	人 11	人 11	人 11	人 11

※ 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※ 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

3 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業 道作設 オペレーター	技術士	技能士	林業 技士	フォレスター (森林総 合監理 士)	ニューク°リー ンマイスター	秋田県 林業技術 管理士
人 6	人 3	人	人	人	人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林施業プランナーとは森林施業プランナー育成のための研修を受講し、森林施業プランナー協会で認定された者のこと。

- 注3 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための国または県の研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- 注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。
- 注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。
- 注6 林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
- 注7 フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。
- 注8 ニューグリーンマイスターとは、秋田県が認定する基幹林業作業士のこと。
- 注9 秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を修了し、秋田県の認定を受けている者。

4 林業機械の保有状況

グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングャータ	フェローバンチャ	スキッド	タローヤダ	バケット付グラップル	林内作業車	その他
台 4	台	台 3	台 4	台	台 2	台	台	台 2	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこと。

5 素材生産量の増加又は生産性の向上

- (1) 事業期間
令和 6 年 8 月 1 日 ～ 11 年 8 月 31 日（5年間）
- (2) 直近3か年の事業実績及び事業計画
※直近3事業年度の実績、直近から1・3・5年目（目標年度）の事業計画を記載してください。

事業区分		指標	内訳	直近3か年の実績（R3～R5）			事業計画		
				直近の前々年	直近の前年	直近	1年目（R7）	3年目（R9）	5年目（R11）
生産	主伐	面積（ha）	直営	20.00	21.00	20.00	21.00	22.00	23.00
			請負	18.00	18.00	17.50	18.00	19.00	20.00
			合計	38.00	39.00	37.50	39.00	41.00	43.00
		材積（m³）	直営	13200	13410	13101	13200	13300	13400
			請負	4100	4000	3999	4050	4100	4150
			合計	17300	17410	17100	17250	17400	17550
	間伐	生産性（m³/人日）	直営	9.8	9.8	9.9	10	10.2	10.4
		面積（ha）	直営				24.00	25.00	26.00
			請負	23.00	24.00	23.72	24.00	25.00	26.00
			合計	23.00	24.00	23.72	24.00	25.00	26.00
		材積（m³）	直営	0					
			請負	2700	2859	2492	2510	2560	2610
			合計	2700	2859	2492	2510	2560	2610

		生産性 (m ³ /人日)	直営	3.2	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6
造林・ 保育	植 付	面積 (ha)	直営						
			請負				3	3	3
			合計				3	3	3
	下 刈 り	面積 (ha)	直営	3	3	3			
			請負				3	3	3
			合計						
	そ の 他	面積 (ha)	直営	6	6	6	6	6	6
			請負						
			合計						

以下の6～12の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※その他の取組等がある場合には、（ ）内に記載し、該当する箇所にチェックしてください。

※該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。（添付書類で確認できる場合は省略可。）

6 生産管理又は原木の流通合理化等

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む 意向がある
(1) 適切な生産管理			
作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し	☒	☐	☐ （ 年後）
作業システムの改善	☒	☐	☐ （ 年後）
その他（ ）	☐	☐	☐ （ 年後）
(2) 原木の安定供給・流通合理化等			
製材工場等需要者との直接的な取引	☒	☐	☐ （ 年後）
とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	☒	☐	☐ （ 年後）
森林所有者や工務店等との連携	☒	☐	☐ （ 年後）
その他（ ）	☒	☐	☐ （ 年後）

※(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

- (1) 作業日報を使い、朝のミーティングや作業後の班長の打ち合わせで作業工程などを、見直している。
- (2) 秋田県素材生産流通協同組合で木材クラウドの活用

7 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む 意向がある (3年後)
伐採・造林の一貫作業システムの導入	☐	☐	☒ (3年後)
コンテナ苗の使用	☐	☒	☐ (年後)
低密度植栽	☐	☒	☐ (年後)
下刈りの低減	☐	☒	☐ (年後)
その他 ()	☐	☐	☐ (年後)

※上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

造林・保育の省力化及び低コスト化は森林組合からの請負や、社有林の更新で取り組んでいく。

8 主伐後の再造林や下刈りの実施

	実施している	1年以内に 実施する予定	連携協定の有無
主伐後の再造林の実施	☐	☒	☐
再造林後の下刈りの実施	☐	☒	☐

※上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

除伐作業などは森林組合の下請けで行っております、植え付けはここ何年か植林する所有者がいないので行っていないが保安林の立木を買い取りしたので植栽します。

- ・森林組合の下請けで除伐を中心に保育作業を実施している
- ・近年は事業区域において主伐・再造林をする森林所有者がいなかったが、令和6年度に保安林の立木の買取りをしたので、伐採後の再造林及び下刈りを実施する予定

9 生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間 以上	1年間 以上	1年間 未満	実績なし
素材生産の事業実績	☒	☐	☐	☐
造林・保育の事業実績	☒	☐	☐	☐

10 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等 している	1年以内に 策定等 する予定	策定等 する意向 がある (年後)
独自の行動規範等の策定	☐	☐	☐ (年後)
所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	☒	☐	☐ (年後)

※上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

秋田県素材生産流通協同組合の行動規範による。

11 雇用管理の改善及び労働安全対策

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む 意向がある
(1) 雇用管理の改善			
現場作業職員の常用化	☒	☐	☐ （ 年後）
現場作業職員への月給制の導入	☒	☐	☐ （ 年後）
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	☐	☐	☒ （3 年後）
退職金共済への加入などの福利厚生の充実	☒	☐	☐ （ 年後）
その他（ ）	☐	☐	☐ （ 年後）
(2) 労働安全対策			
現場作業職員等への安全衛生教育	☒	☐	☐ （ 年後）
労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	☒	☐	☐ （ 年後）
リスクアセスメント	☐	☐	☒ （3 年後）
防護具の着用の徹底	☒	☐	☐ （ 年後）
作業現場の安全巡回	☒	☐	☐ （ 年後）
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	☐	☐	☒ （3 年後）
その他（ ）	☐	☐	☐ （ 年後）

※(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

(1)雇用管理の改善

- ・全ての現場作業員に対し通年雇用及び月給制を導入しているほか、林退協への加入を行い福利厚生の充実を図っている。また、新規採用職員へのニューグリーンマイスターの受講による計画的な研修、教育訓練を実施していく。

(2)労働安全対策

- ・作業前ミーティングでの安全確認を励行し事故防止対策を徹底しているほか、現場作業員全員が労災保険に加入している。

12 コンプライアンスの確保

	はい	いいえ
業務に関連して法令に違反し、代表役員や一般役員が逮捕されたとき、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年未満にある	☐	☒
業務に関連して法令に違反し、かつ事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組を行っていない	☐	☒
国・都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている	☐	☒
別表Ⅰ-1-(6)の行動規範等に触れる違反行為を行った	☐	☒
その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある	☐	☒
[－ 該当なし －]		

13 常勤役員の設置（※法人のみ）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

今後検討します。

14 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

市町村名：羽後町

※経営管理実施権

森林経営管理法に基づき、市町村からの委託を受けて伐採等を実施するために林業経営者に設定される権利

15 その他知事が定める情報

民有林森林整備関係委託事業の実施

- ・搬出間伐：2,492 m³
- ・下刈り：3.0ha
- ・作業道開設：4,700m